予防接種の記録（２）

ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ
Diphtheria・Pertussis・Tetanus・Polio

時期		ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D（年齢）	メーカー／ロット Manufacturer/Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
第1期初回	1回					
	2回					
	3回					
第1期追加						

予防接種

	種別	接種年月日 Y/M/D（年齢）	メーカー／ロット Manufacturer/Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
	BCG				

	ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D（年齢）	メーカー／ロット Manufacturer/Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
麻しん・風しん	第1期				
	第2期				

	ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D（年齢）	メーカー／ロット Manufacturer/Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
水痘 Varicella	1回				
	2回				

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百五十六号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第六号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百十八条の二第一項第一号ハ⑵㈢中「一週間の所定労働時間が二十五時間未満である」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の被保険者又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険の被保険者（以下この㈢において「被保険者」という。）でない」に、「三十時間以上と」を「五時間以上延長」に改め、「あること」の下に「（当該措置により当該有期契約労働者等が被保険者となる場合に限る。）」を加える。

附則第十七条の三中「の措置を講じた事業主に係る同条」を「及び同項第二号ロ⑸」に改め、同条の表を次のように改める。

第一項第一号ロ⑵㈢	その雇用する有期契約労働者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の被保険者又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険の被保険者（以下この㈢において「被保険者」という。）でないものに限る。）に対し、一週間の所定労働時間を五時間以上延長する措置を講じた事業主であること（当該措置により当該有期契約労働者等が被保険者となる場合に限る。）。
第一項第二号ロ⑸	前号ハ⑵㈢の措置を講じた事業主（対象者一人につき、延長した一週間の所定労働時間の区分に応じて次の㈠から㈤までに定める額（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十五人を超える場合は、当該事業所につき十五人までの支給に限る。） ㈠　一時間以上二時間未満　三万円（中小企業事業主にあつては、四万円） ㈡　二時間以上三時間未満　六万円（中小企業事業主にあつては、八万円） ㈢　三時間以上四時間未満　九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円） ㈣　四時間以上五時間未満　十二万円（中小企業事業主にあつては、十六万円） ㈤　五時間以上　十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）
	その雇用する有期契約労働者等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険の被保険者又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険の被保険者（以下この㈢において「被保険者」という。）でないものに対し、一週間の所定労働時間以上延長したときに規定する措置を講じ、当該有期契約労働者等の処遇の改善を図つた事業主であること（当該措置により当該有期契約労働者等が被保険者となる場合に限る。）。
	前号ハ⑵㈢の措置を講じた事業主（対象者一人につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、十万円）（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）